

特定有人国境離島の住民等に係る航路運賃低廉化事業に関する意見書

離島市町村は、厳しい自然的、社会的条件の下、医療や福祉、教育等あらゆる面において本土との間に大きな格差が生じている。さらに、人口減少や高齢化に歯止めがかからず、過疎化が進行するとともに、基幹産業である農林水産業は停滞するなど、離島をめぐる現状は依然として厳しい状況にある。

一方、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面で離島市町村の果たす国家的役割はますます重要になってきている。

このような現状と重要性を踏まえ、離島市町村が自立的発展を促進し、地域社会の維持を図るためには、特定有人国境離島の住民等に係る航路運賃の低廉化が必要不可欠である。

よって、国においては、平成 28 年 4 月 20 日に成立した有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法における地域社会維持推進交付金（仮称）に係る島民航路運賃低廉化事業支援施策の検討にあたり、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 逼迫する離島自治体の財政状況に鑑み、島民航路運賃低廉化事業に係る地方負担を軽減すること
- 2 島民航路運賃低廉化事業に関し、本市が独自に行っている船舶建造費支援を原資とする島民航路運賃還元割引についても交付対象経費とすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 12 日

新潟県佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿